



(電子版)

info@jikosoren.jp

2022年 第12号 2022年3月22日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 休息期間は9時間、11時間は努力規定

**改善基準改正****バス・タク作業部会で報告案を了承**

改善基準告示改正を審議する労政審の第6回バス作業部会が3月16日、同ハイタク作業部会が18日に開かれ、両作業部会とも、1日の休息期間は現行より1時間延ばしただけの9時間とし、11時間は努力義務規定する内容の報告案を了承しました。

雨の中で行われたハイタク作業部会前の宣伝＝2022. 3. 18、厚労省前



ハイタク作業部会では、労働側委員が「11時間以上の休息期間を与えるよう努めること」の「努めること」を外して義務化することを提案しましたが、使用者側は応じず、厚労省事務局も原案通りとすることで押し切りました。

タクシー隔日勤務の休息期間は、現行の20時間を2時間伸ばして22時間とし、24時間を努力義務規定としました。これと引き換えのような形で、2暦日の拘束時間は、現行の21時間を、2回平均して21時間を超えなければ1回当たり22時間まで延長できることとされました。

### 最終確定は秋以降、9時間では安全が守れないと世論の喚起を

作業部会で確定した改正案は、今後、3月中に専門委員会に報告され、夏頃確定するトラック作業部会の改正案と合わせて秋頃に労働条件分科会に報告、年内に労働政策審議会で正式に決定、公布され、24年4月から適用・施行される予定になっています。関連通達案も並行してつくられます。正式決定は秋以降ですから、ひきつづき、休息期間9時間の危険性を訴えて、世論の批判を高めることが大切です。

両作業部会の前には、厚労省前で東京地連の仲間が参加して宣伝行動を行い、16日には全労連・黒澤事務局長、18日には同前田副議長、国交労組後藤書記長がかけつけ、あいさつしました。

## バスの労働者委員は無責任、公益委員も役割果たせず

バス作業部会での休息期間に関する主な発言（要旨）は以下のとおりです。

- 使用者代表・齋藤委員（京成バス社長） 文案で了解する。休息期間が9時間に1時間長くなることは、住民の暮らしに影響が出てくるエリアもあるが、運転者の健康を考えて認める。11時間は努めることが基本で、一般の労働者にインターバル規制がない中で、かなり進んでいるのではないか。
- 労働者代表・鎌田委員（交通労連） 文案で了解する。（11時間の努力義務に）「基本」という言葉が入ったことは評価している。これで事業者が9時間でいいのだとならないよう周知期間の中で徹底してほしい。
- 労働者代表・池之谷委員（私鉄総連） 原則11時間を主張してきたが、議論の中でこういう文にまとめられた。「努める」が単に努力目標にならないよう通達等で検討してほしい。
- 公益代表・小田切委員（東京医科大講師） 休息期間について議論がしてきたが、1日24時間の中で休息期間は拘束時間と裏腹の関係だ。拘束時間は13時間を超えないものとし、努力とはなっていないので、基本はこれを守るのだと通達で説明していただきたい。
- 事務局 通達は、これから行政で詰めていくが、委員の意見をふまえて、拘束時間13時間はしっかり伝えていきたい。
- 労働者代表・鎌田委員（交通労連） 決まったことをどうやって守っていくか、長時間労働を是正し、企業を守りつつ、労働者の健康を守るということをやっていききたい。

## タクシー経営側、努力義務規定の削除には応じず

ハイタク作業部会での休息期間に関する主な発言（要旨）は以下のとおりです。

- 労働者代表・松永委員（全自交） 休息期間11時間を求めてきた。前回「原則」という言葉を入れてほしいと言った。日本のタクシーの安全のため、よりよい仕事とするために必要だ。9時間では通勤・入浴など3時間ですまない。今日の案では「基本」という言葉が入っているが、基本を入れるなら「努めること」は削除すべだ。
- 使用者代表・武居委員（昭栄自動車代表取締役） 松永さんの意見は理解はしているが、地方の事業者の声は、観光とかで乗客のニーズに応じれば拘束13時間では収まらない。今まで休息8時間のところを11時間を原則にする急激な延長には同意できない。精神として、なるべく11時間としようということが入ったのは大きい。11時間にむけ努力するというので、使用者側の意識も変わってきているので、次の見直しで考えてほしい。今回は、これでないとは了解できない。
- 労働者代表・久松委員（私鉄総連） 休息期間が11時間となっていないのは残念だが、さりとて公労使で議論してきて、1か月の拘束時間が短くなって9時間の休息期間がそうたくさんできないことをふまえ、報告案には異論がない。基本は11時間と周知してほしい。

○使用者代表・清水委員（西新井相互自動車社長） 休息期間を一律11時間にしてしまうと、窮屈なローテーションとなり、1日30分遅れたら、次の日も30分遅れになり元に戻せない。9時間があると次の出番で戻せる。理解していただきたい。原案に異論はない。

○労働者代表・松永委員 「努めること」を削除するのに問題があるのか。

○事務局 労使の隔たりが大きいなかで、11時間に「努めること」という努力義務としたうえで基本という言葉を入れたのが、今回の案である。

○労働者代表・松永委員 休息期間11時間が基本だということを使用者も考えてほしいということで、（原案を）受け止めたい。

○公益代表・両角部会長（慶応大教授） 改正された告示では、実際の労務管理では、日勤の拘束13時間、休息11時間を基本とした労務管理とするようにしてもらいたい。

ハイタク作業部会のリモート画面



### 作業部会で了承された改善基準告示の改正案（要旨）

#### 【ハイヤー・タクシー】（例外規定の条件等は略）

	項目	現 行	改正案
日 勤	1か月の拘束時間	299時間	<u>288時間</u>
	1日の拘束時間	13時間、最大16時間	<u>13時間、最大15時間</u> <u>14時間超は週3回以内</u> （通達で目安を示す）
	1日の休息期間	8時間	継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、 <u>継続9時間</u> を下回らないものとする
	車庫待ち等の特例 1か月の拘束時間 1日の拘束時間	322時間まで延長可 24時間まで延長可	<u>300時間まで延長可</u> <u>24時間まで延長可</u>
隔 日 勤 務	1か月の拘束時間	262時間	262時間
	2暦日の拘束時間	21時間	<u>22時間</u> （ <u>2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間を超えないものとする</u> ）
	2暦日の休息期間	20時間	継続24時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、 <u>継続22時間</u> を下回らないものとする

	車庫待ち等の特例 1か月の拘束時間	270時間まで延長可 仮眠等条件にさらに20時間延長可	270時間まで延長可 仮眠等を条件にさらに10時間延長可
	2暦日の拘束時間	24Hまで延長可	24Hまで延長可
ハイヤー	時間外労働 (努力規定)	1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安の範囲内	月45時間、 <u>年360時間</u> を限度とし、特別な事情がある場合は <u>年960時間</u> を超えない

## 【バ ス】（例外規定の条件等は略）

項目	現 行	改正案
1か月の拘束時間	(1か月の規定はなし)	年3300時間を超えない範囲で月281時間 貸切・高速・一部乗合は労使協定で年3400時間を超えない範囲で年6か月まで1か月294時間まで延長可
4週平均の拘束時間	4週平均で1週65時間 貸切・高速は労使協定で年16週まで1週71.5Hに延長可	52週で3300時間を超えない範囲で週65時間 貸切・高速・一部乗合は労使協定で52週3400時間を超えない範囲で年24週まで1週68時間に延長可
1日の拘束時間	13時間、最大16時間 15時間超は週2回まで	13時間、最大15時間 14時間超は週3回以内（通達で目安を示す）
1日の休息期間	8時間	継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする
運転時間	2日平均で1日9時間 4週平均で1週40時間 貸切・高速は労使協定で年16週まで2080時間を超えない範囲で1週44時間に延長可	2日平均で1日9時間 4週平均で1週40時間 貸切等は労使協定で年16週まで2080時間を超えない範囲で1週44時間に延長可
連続運転時間	4時間	4時間 高速道路の実車においては概ね2時間までとするよう努める